

はじめに

物的損害の概要

第1章 総論

- 〔1〕 人身損害と物的損害が共に生じた場合の責任原因
- 〔2〕 盗難車両による物損事故に対する盗難被害者の損害賠償責任
- 〔3〕 損害賠償請求権の帰属主体
- 〔4〕 ローン返済中の車両が被害を受けた場合の損害賠償請求
- 〔5〕 リース車両が被害を受けた場合の損害賠償請求
- 〔6〕 示談交渉、示談書作成等に関する注意点
- 〔7〕 消滅時効に関する注意点

第2章 各論

第1 全損・分損

- 〔8〕 全損・分損
- 〔9〕 経済的全損の法理
- 〔10〕 買替諸費用の請求

第2 修理費

- 〔11〕 修理費の請求
- 〔12〕 全塗装費用の請求
- 〔13〕 改造車が被害を受けた場合の損害賠償請求—修理費、買替差額—

第3 買替差額

- 〔14〕 買替差額の請求
- 〔15〕 買替差額算定等における車両時価額認定
- 〔16〕 減価償却による車両時価額算定

第4 評価損

- 〔17〕 技術上の評価損
- 〔18〕 取引上の評価損

第5 代車料

- 〔19〕 代車料の要件—代車の使用—
- 〔20〕 代車料の要件—代車の必要性—
- 〔21〕 代車料の単価（代車の車種・グレード）の判断
- 〔22〕 代車使用期間の判断

第6 休車損

- 〔23〕 休車損の要件—遊休車の不存在等—
- 〔24〕 休車期間
- 〔25〕 休車損の算定方法

第7 自動車被害事故に付随して生じる損害

- 〔26〕 雑費の請求
- 〔27〕 携行品損害の請求
- 〔28〕 積荷損害の請求
- 〔29〕 慰謝料の請求

第8 自動車以外の物件に生じた損害

- 〔30〕 自転車損害
- 〔31〕 建物が損壊した場合の損害賠償請求
- 〔32〕 ペットが死傷した場合の損害賠償請求

第9 自動車保険

- 〔33〕 対物賠償責任保険・対物全損時修理差額費用特約
- 〔34〕 車両保険

索引

● 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください

事例にみる

物損交通事故 主張のポイント

著 志賀 晃（弁護士）



弁護士費用特約を利用した
相談の増加に対応！

これ、
請求できる？

物損事故の賠償の対象となる各種の損害を網羅的に取り上げ、請求内容別に分類しています。

示談交渉や裁判手続で損害を主張する際のポイントをわかりやすく解説し、具体的な証拠資料を掲載しています。

交通事故事件の実務経験豊富な弁護士による、確かな内容です。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-0011 名古屋市中区大須4-1-65
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2-6

☎ 0120-089-339 通話料無料
受付時間 9:00~12:00 13:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

新日本法規WEBサイト
https://www.sn-hoki.co.jp/

(2026.7) 51004101

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

新日本法規WEBサイトはこちら
(試し読みもできます)



通常
書籍

A5判・総頁228頁
定価4,620円(本体4,200円)送料410円
ISBN978-4-7882-9657-2

電子
書籍

新日本法規WEBサイトで発売!!
定価4,180円(本体3,800円)
※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

会員登録
は
お済みですか？

01-
会員限定の
法令情報が読める

02-
会員限定のサービスが
受けられる

03-
ポイント・クーポンが
利用できる



総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規



〔4〕 ローン返済中の車両が被害を受けた場合の損害賠償請求

事 例	半年前にローンで購入し、ローン返済中の外国車が交通事故により大破し、現在、修理中の状況です。このような場合に、事故の相手方に対して、修理費、評価損、代車料を請求することは可能でしょうか。
-----	---

主張のポイント

所有権留保財産である自動車が交通事故により損傷した場合、留保買主は、加害者に対して、修理費、代車料損害の賠償を請求することが可能とされています。

これに対し、評価損については、留保買主は、基本的には、賠償請求を行うことはできないとされています。ただし、留保買主がその自動車の購入代金を完済したり、留保売主等から評価損賠償請求権の譲渡を受けたりしたような場合には、評価損の請求も可能になります。

1 所有権留保

所有権留保は、売買において買主の代金完済以前にその目的物が買主に引き渡される場合に、代金債権の担保のために、代金完済まで売

4 評価損

所有権留保財産である自動車が交通事故により損傷し、それにより評価損賠償請求権が生じる場合、その請求権は、基本的には、販売会社、信販会社に帰属するものとされています。

この点に関し、上記東京地裁平成30年7月19日判決（平29（ワ）43506）は、所有権留保特約付売買の目的物であった被害車両（所有者：信販会社）が交通事故により損傷したという事案において、その買主については修理費、代車料といった損害の発生を、信販会社については評価損の発生を認めています。

ただ、このような評価損賠償請求権についても、留保買主が留保売主等に対して自動車購入代金を全額支払ったり、留保買主が留保売主等から評価損賠償請求権を譲り受けたりしたような場合には、留保買主は、評価損賠償請求権を取得し、加害者に対する請求が可能になると考えられます。

この留保買主による評価損賠償請求に関する近時の裁判例としては、以下のものがあります。

【東京地裁平成30年2月28日判決（平28（ワ）42092・平29（ワ）7103）】

所有権留保特約付売買の目的物であった自動車が交通事故により損

第2 修理費

〔11〕 修理費の請求

事 例	交通事故により、私の所有する自動車が損傷しましたが、フロントバンパーが軽くへこんだ程度で自走は可能であるため、事故後もこの自動車について修理は行わず、通勤等のために利用しています。先日、事故の相手方の保険会社から、自動車の損害確認や修理工場との協定のために自動車を修理工場に入れてほしいとの依頼がありました。 今後の私の対応としては、この依頼に応じた方がよいでしょうか。 また、もともと私の方では、事故後も自動車の使用に支障がなかったので、自動車を修理するつもりはなかったのですが、修理をしなかった場合でも修理費の賠償を請求することは可能でしょうか。
-----	---

主張のポイント

交通事故の被害車両所有者等が修理費の賠償を請求する場合、所有者等は、被害車両が当該事故によって損傷した事実、修理済み（又は修理予定）の事実、修理費の額（又は修理費見込額）を主張・立証す

この協定の法的拘束力については、最近では、消極的に解する見解が多いようです。ただ、來司直美「代車使用の認められる相当期間」赤い本2003年版344頁以下では、「法的拘束力については、個々の事案ごとの検討が必要となってきます」とあるため、事案次第では法的拘束力を認める余地もあるかと思われます。

協定が成立した場合には、事実上、修理費額が争点となる可能性が低くなるという利点があることから、被害者側でも、速やかな協定成立に向けて、被害車両の修理工場への入庫を進めるといった協力を進めることが望ましいものと考えられます。

証拠資料

1 損傷の事故起因性

- 【例示】① 修理明細書、修理見積書
② 被害車両、加害車両等についての損傷写真
③ アジャスター作成の自動車損害調査報告書
④ 物件事故報告書、実況見分調査書
⑤ 修理業者、アジャスター作成の意見書

- ⑥ 株式会社自研センター発行の標準作業時間表
⑦ 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会発行の自動車整備標準作業点数表
⑧ 全国大型自動車整備工場経営協議会発行の標準作業時間

【参考判例等】

- 被害者には、被害車両の修理を行うに当たり、事前に複数の修理業者に見積りを依頼してより安価な工賃の修理工場で修理をする義務があるとまではいえないことからすると、被害者が修理を依頼した修理業者の工賃が、社会通念上不当に高額であるといえない限りは、当該修理業者における修理費を事故と相当因果関係のある損害と認めるのが相当であるとの判断を示した事例（名古屋地判令元・9・27（平29（ワ）2401））
○令和元年7月28日に発生した交通事故について、被害車両所有者が消費税額を10%で計算した修理費を主張したのに対し、交通事故により生じた損害は不法行為の時に発生するものと解されるとして、消費税額は事故時の8%で計算することが相当であると判断した事例（名古屋地判令3・1・13（令2（ワ）1404））
○仮に修理費用が未払であっても、事故により損傷が生じている以上、修理費用相当額の損害が発生しているというべきであるとの判断を示した事例（名古屋地判令5・3・24（令4（レ）162））

第8 自動車以外の物件に生じた損害

〔30〕 自転車損害

事 例	先日、ロードバイクに乗って車道上を走り、信号機のない交差点で左折しようとしたところ、交差道路から出てきた乗用車と正面衝突しました。幸いにも私には怪我はありませんでしたが、ロードバイクのフレームが曲がってしまいました。 このように交通事故により自転車が損傷した場合、その損害はどのように算定されるのでしょうか。
-----	---

主張のポイント

自転車が損傷した場合の車両損害の算定についても、基本的には、自動車が損傷した場合と同様な手法により算定されています。

ただ、自転車については、自動車と比べて低額であることが多いため、事実上、経済的全損に該当する場合が多いと考えられます。そして、被害自転車の時価額算定については、裁判例上では、購入価格や購入時期を基に行われていることから、基本的には、これらの事情等につき主張・立証を行うことが考えられます。ただ、事故時には既に